

5. (4) 長野県高等学校総合体育大会 参加資格 (各競技共通事項)

〈全国高等学校総合体育大会参加資格に準ずる。〉

- 1 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中・留学中の生徒は除く。
 - 2 選手は、長野県高等学校体育連盟に登録している生徒で、当該競技要項により県大会参加資格を得た者に限る。
 - 3 年齢は、20〇〇年4月2日以降に生まれた者とする。（ 部分の数字は開催当該年－19となる。）但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。定時制・通信制の場合は、学年に関係なく出場は4回までとする。
 - (1) 出場とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。
 - *ベンチに入ることは出場とみなす。
 - (2) 大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は、複数競技への参加を認める。
 - 4 チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程及び本校・分校の生徒による混成は、当該競技要項により認めることがある。
 - 5 部員不足に伴う複数校合同チームについては、以下の場合に限り大会参加を認める。
 - (1) 長野県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合。詳細は、全国高体連が定める「部員不足に伴う複数校チーム参加規程」（別紙Ⅰの1、2）と全国高体連専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校チーム参加ガイドライン」（別紙Ⅱ）に準ずる。さらに、長野県高体連専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校チーム参加ガイドライン」（別紙Ⅲ）に合致していること。
 - (2) 北信越大会・全国大会の予選会としての性格を損なわない範囲で当該競技要項により認められたチーム。
 - 6 統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り、合同チームによる大会参加を認める。
 - 7 転校・転籍後、6ヶ月未満（水泳は1年）のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、長野県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。

大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
 - 8 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び高体連会長の承認を必要とする。
 - 9 参加資格の特例
 - (1) 上記1・2に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、長野県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、長野県高等学校体育連盟大会開催基準要項の「11 大会参加資格（5）」に従い大会参加を認める。
 - (2) 上記3の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。
 - (3) その他所属校長が教育上必要と判断した場合は、長野県高等学校体育連盟会長の許可のもと出場することができる。
 - 10 上記1～7及び9の(1)・(3)に関係し、大会に出場する場合は所定の申請書を長野県高等学校体育連盟会長に提出する。
- ◆ その他競技団体の登録規程等による参加資格が適用される。

5. (5) 長野県高等学校新人体育大会 参加資格 (各競技共通事項)

- 1 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中・留学中の生徒は除く。
 - 2 選手は、長野県高等学校体育連盟に登録している生徒であること。
 - 3 年齢は2000年4月2日以降に生まれた者とする。（__部分の数字は開催当該年度－18となる。）但し、出場は同一競技2回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。
 - (1) 出場とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。
 - *ベンチに入ることは出場とみなす。
 - (2) 大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
 - (3) その他の特例についての決定は専門部とする。（外国人留学生・短期留学生等）
 - 4 チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程及び本校・分校の生徒による混成は当該競技要項により認めることがある。
 - 5 生徒減による複数校の合同チームによる大会参加は、当該競技要項により認めることがある。その場合の共通条件は以下のとおりとする。
 - (1) 通常の練習が可能な近隣校を原則とする。
 - (2) 当該校の学校長が参加を認めること。
 - (3) チーム名は学校連名とする。
 - (4) 認知書は学校ごと作成する。
 - 6 統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り、合同チームによる大会参加を認める。
 - 7 転校・転籍後、6ヶ月未満（水泳は1年）のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は長野県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。

大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
 - 8 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び高体連会長の承認を必要とする。
 - 9 参加資格の特例
 - (1) 上記1・2に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、長野県高等学校体育連盟会長が推薦した生徒について、長野県高等学校体育連盟大会開催基準要項の「大会参加資格（5）」に従い大会参加を認める。
 - (2) 上記3の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技2回限りとする。
 - (3) その他所属校長が教育上必要と判断した場合は、長野県高等学校体育連盟会長の許可のもと出場することができる。
 - 10 上記1～7及び9の(1)・(3)に関係し、大会に出場する場合は所定の申請書を長野県高等学校体育連盟会長に提出する。
- ◆ その他競技団体の登録規定等による参加資格が適用される。